

所得稅申告に氣をつけて

記帳・帳簿などの保存制度の対象者が拡大

現行の記帳・帳簿などの保存制度対象者は、白色申告のかたのうち前々年分あるいは、前年分の事業所得などの金額の合計額が300万を超えるかたですが、平成26年1月から保存制度対象となるかたが拡大されます。

○対象者

事業所得、不動産所得または山林所得を生ずべき業務を行うすべてのかたです（※所得稅の申告が必要ないかたも対象）。

○記帳する内容

売り上げなどの収入金額、仕入れやその他の必要経費に関する事項を帳簿に記載します。記帳にあたっては、一つ一つの取引ごとではなく日々の合計金額のみをまとめて記載するなど、簡易な方法で記載しても結構です。

○保存するもの

収入金額や必要経費を記載した帳簿のほか、取引にともなって作成した帳簿や受け取った請求書・領収書などの書類を保存します。

○保存期間

[帳簿]

- ①収入金額や必要経費を記載した帳簿
…（7年）
- ②業務に関して作成した①以外の帳簿
…（5年）

[書類]

- ①決算に関して作成した棚卸表、その他の書類…（5年）
- ②業務に関して作成し、または受領した請求書、納品書、送り状、領収書などの書類…（5年）

◎問い合わせ先

出水稅務署

☎（62）0200

秋の農作業事故ゼロ運動



本町では、6月に農作業中における死亡事故が発生しています。9月から10月は、稲刈りやサツマイモの収穫、ジャガイモの準備などで農作業が忙しくなります。

農作業事故を起こさないよう次の項目に注意をして、安全対策に努めましょう。

●トラクターなどの転落・転倒事故防止のため、農道の路肩や側溝回り、農地の畦際は草刈を行い、目視できるようにしましょう。

●この時期は、まだ日差しが強く、夏場の疲れが出やすい時期です。十分な休養をとり、ゆとりをもって無理なく農作業を行いましょう。

●農業機械の道路での走行時は、低速走行と一時停止などを心がけ、他の車両に十分注意しましょう。

●トラクターを運転する際は、もしもの転落・転倒に備え、必ず安全キャブ・フレームを正しく装着し、シートベルトと紐付きヘルメットを着用しましょう。

●農地への侵入路や路肩など段差のある場所では、機械の転落・転倒に十分気をつけましょう。

●出かける前に家族などに一声かけ、作業は明るいうちに行いましょう。

●くれぐれも「自分だけは大丈夫」と思わずに、ゆとりをもって無理のない農作業を心がけましょう。